2026（令和8）年度　三好市建設工事指名方針

〈2026（令和8）年6月1日以降に指名通知及び入札公告を行う案件に適用〉

三好市建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）に基づき、三好市建設工事指名方針を以下に定める。

【市内業者】

第1　新規業者

新規指名は工事種別毎に、三好市建設工事一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、次の全ての条件を満たした者について、三好市業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別に定めるランク表の範囲で選定して指名する。

①三好市内に経営者が5年以上居住し、又は三好市に開所届を提出し5年以上が経過しており、かつ、三好市内における公共工事の施工実績が相当あり、建設業法第3条及び同法施行令第1条に定める営業所（以下「主たる営業所」という。）が三好市内に所在すること

②公共工事の元請けでの施工実績が1年以上あり誠実にこれを履行していること、又は公共工事の下請施工の実績が相当にあり誠実にこれを履行していること

第2　再登録業者

過去に資格者名簿に登載されており、その後、複数年にわたって資格者名簿に登録されておらず再登録されたものについては、次の範囲内において指名する。

①再登録された年度は、500万円未満の工事

②次年度以降は、格付けランクのとおり

第3　希望工事種別

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下、「指名願」という。）の提出時において、別に定める希望工事種別表により希望していない工事種別では指名しないものとする。

第4　希望工事の例外

希望する業者が不足する場合、第３の定めにかかわらず、次の順位で指名することができる。

①　地区割があるときは、その地区内で希望業者が不足する場合、市内の希望業者から選定する。

②　市内で希望業者が不足する場合、市内の資格者名簿から選定する。

③　市内の資格者名簿で不足する場合、県内の資格者名簿から選定する。

第5　工事種別と等級別発注上限金額

各工事種別の等級別発注上限金額は、選定要綱第４条によるものとする。

第6　等級別発注金額の例外

市長が地域性等必要と認める場合、第5の等級別発注金額にかかわらず、次のとおり選定できる。

①特定建設工事共同企業体の場合、別表の上限の定めにかかわらず選定する事ができる。

②指名業者が不足する場合、上１等級（ただし、技術者数や完成工事高等の要件を満たす場合に限る。）に限り選定することが出来る。下等級には制限なく選定することが出来る。

③付帯的な工事、又は施工中の工事と出会丁場となる等で相互の現場調整が必要な工事である場合等、特別な理由がある場合は個別に審査委員会で定める。

第7　完成工事高の取り扱い

格付け時における直近２回の経営事項審査結果のうち、当該工事種別の年間平均完成工事高が0円の場合は、原則として指名しない。

第7の2　電子入札システム未登録業者の取り扱い

工事の入札手続きを電子入札で行う場合、資格者名簿に登載されている者のうち、電子入札システムに利用者登録のない者は、原則として指名しない。

第8　市内業者の指名の優先

⑴　市内に建設業法に定める主たる営業所が所在する者（以下「市内業者」という。）を、別に定める地区割において、その主たる営業所の所在する地区ごとに分け指名する。ただし、次の場合については三好市内に建設業法上の主たる営業所が所在しないときにも、指名できるものとする。

①附帯的な工事であるとき
②施工中の工事と出会丁場となる等で相互の現場調整が必要な工事であるとき
③市内の諸事情に通じていることによって従前から三好市で指名されているとき
④継続工事であるとき
⑤その他特別な理由があるとき

⑵　上記（1）によっても業者数が不足する場合には、三好市の地区割外から指名する。なお、この場合の指名業者は、同等若しくはそれ以上の実績及びランクとし審査委員会において決定された者とする。

⑶　工事種別による指名業者

①土木工事
市内業者で、土木工事に等級別格付がされた者

②舗装工事
市内業者で、舗装工事に等級別格付がされた者

《その他指名要件》
舗装機械４種全てを保有し、且つ、舗装技術者及び実績を有する者

③建築工事
市内業者で、建築工事に等級別格付がされた者

④水道施設工事
市内業者で、水道施設工事に等級別格付がされた者

《その他指名要件》
配水管敷設工事の場合は、「三好市指定給水装置工事業者」として登録されていること

⑤電気工事
市内業者で、電気工事に等級別格付がされた者

⑥管工事
市内業者で、管工事に等級別格付がされた者

《その他指名要件》
ア　建物及び敷地内での上水道等の給水施設工事の場合は、「三好市指定給水装置工事業者」として登録されていること
イ　空調設備工事等で電気工事を伴う場合は、併せて電気工事業の許可を受けていること
ウ　浄化槽工事の場合は、関係法令に基づき都道府県への登録又は届出を行い、市の指名願の追加書類として、関係書類が提出されていること

⑦解体工事
市内業者で、解体工事に等級別格付がされた者

⑧その他の工事

工事種別に応じ、その都度審査委員会において決定する。

以上①から⑧によるものとするが、市長が特に必要と認めた場合に限り、審査委員会に諮りそれ以外からも指名できる。

【市外業者】

第9　指名対象工事

市外業者は、次の場合に限り指名する。

①市内業者では施工の困難な大規模工事又は特殊工事であるとき
②附帯的な工事であるとき
③施工中の工事と出会丁場となる等で相互の現場調整が必要な工事であるとき
④その他特別の理由がある場合であるとき

第10　指名業者

市外業者については、次の全ての条件を満たした者の内から指名する。

①市に指名願を提出し、資格者名簿に登載されていること
②公共工事の元請での施工実績が極めて豊富であること
③指名しようとする種別の工事について経験豊富で、極めて高度の技術力を有すること
④市が必要と認めて求める場合に、希望工事別、現場従事予定技術者の工事経歴及び施工に必要な機械器具の調達計画等、施工能力及び施工意欲を確認するための資料の提出があること。

【入札参加資格の制限】

第11　工事成績等の採択

入札参加資格の制限については、「三好市建設業者等指名停止等措置要綱」に定める措置のほか、「業者指名審査委員会における工事成績等の採択基準」の定めによるものとする。

【一般競争入札の適用】

第12　一般競争入札の適用範囲

原則として、設計金額（税込み）が5,000万円以上の工事（ただし、建築一式工事は7,000万円以上）は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）を採用し発注するものとする。

第13　その他

この方針の第1から第12までに定めのない事項については、審査委員会に諮り、その都度処理するものとする。また、具体的な場合において、この方針の定めによると著しく不都合（災害時など）となる場合には、審査委員会に諮り特別の措置をすることができるものとする。

【新規指名におけるランクでの格付け等の範囲】

⑴　三好市発注工事の毎年度における資格者名簿への登載年数により、翌年度以降の指名の扱いを次のとおりとする。

指名 / 登載	当該年度	翌年度	翌々年度	４年度
１年目	指名しない。			
２年目		工事金額税込 （200万未満）		
３年目			工事金額税込 （500万未満）	
４年目				格付けどおりの扱いで指名する

【地区割】

指名の際には、ランク格付けを参考にし、原則としてその主たる営業所の存在する地区を持って地区割を行う。

基本とする地区割は、次のとおり

①「三野地区」　②「井川地区」
③「池田町箸蔵・旧池田地区」　④「池田町三縄・佐馬地地区」
⑤「山城地区」　⑥「西祖谷地区」
⑦「東祖谷地区」

※　工事内容・設計金額・指名数を勘案し審査委員会で諮り、複数地区の業者及び各工事種別の専門業者を指名する場合がある。

【ランク格付けの基準】

徳島県の等級区分を参考にして、次による。

・三好市ランクＡ　＝　徳島県ランク特A、Ａ
・三好市ランクＢ　＝　徳島県ランクＢ
・三好市ランクＣ　＝　徳島県ランクＣ
・三好市ランクＤ　＝　徳島県ランクＤ

【各工事種別のランク格付けによる発注限度金額】

ランクの格付け、発注限度金額は、次のとおりとする。

1．土木工事

参加資格要件（土木工事）				
設計金額 （税込み）	許可及び 地域要件	ランク	地区割等	その他
5,000万円以上 **（注1）**	特定建設業 一般建設業 **（注2）** 市内業者 地区割なし	A	入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）	
2,000万円以上 5,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割あり	A B	①三野 ②井川 ③池田（箸蔵・旧池田） ④池田（三縄・佐馬地） ⑤＋⑥山城、西祖谷 ⑦東祖谷	
1,000万円以上 2,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割あり	A B C	①三野 ②井川 ③池田（箸蔵・旧池田） ④池田（三縄・佐馬地） ⑤＋⑥山城、西祖谷 ⑦東祖谷	
1,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割あり	A B C D	①三野 ②井川 ③池田（箸蔵・旧池田） ④池田（三縄・佐馬地） ⑤＋⑥山城、西祖谷 ⑦東祖谷	

（注1）　原則として、設計金額が5,000万円以上の工事は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）による発注とする。

（注2）　下請負額の総額が5,000万円以上の場合、特定建設業許可が必要となり、監理技術者を配置しなければならない。

2．舗装工事

参加資格要件（舗装工事）				
設計金額 （税込み）	許可及び 地域要件	ランク	地区割等	その他
5,000万円以上 **（注1）**	特定建設業 一般建設業 **（注2）** 市（県）内業者 地区割なし	A	入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）	
2,000万円以上 5,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B	市内全域	**設定あり** **（注3）**
2,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B C	市内全域	**設定あり** **（注3）**

（注1） 原則として、設計金額が5,000万円以上の工事は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）による発注とする。

（注2） 下請負額の総額が5,000万円以上の場合、特定建設業許可が必要となり、監理技術者を配置しなければならない。

（注3） その他、特殊機械の所持状況、技術者数、過去の公共工事のアスファルト舗装の元請としての実績等、次の要件を考慮し指名するものとする。

《その他指名要件》

地区割等	4種の機械※1を 1セット以上保有	舗装技術者※2	元請としての実績※3
市内全域	有	有	有

※1 4種の機械とは、次に掲げるものを指す。

①アスファルトフィニッシャー（2.4～6.0m程度）

②タイヤローラー（8～20t程度）

③モーターグレーダー（ブレード幅3.1m程度）

④マカダムローラー（10～12t程度）

※2 舗装技術者とは、経営規模等評価結果通知書に記載された技術職員を指す。

※3 実績とは、経営規模等評価結果通知書に記載された完成工事高を指す。

3．建築工事

参加資格要件（建築工事）				
設計金額 （税込み）	許可及び 地域要件	ランク	地区割等	その他
7,000万円以上 （注1）	特定建設業 一般建設業 （注2） 市（県）内業者 地区割なし	A	入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）	
2,500万円以上 7,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B	市内全域	
2,500万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割あり	A B C	①＋②三野、井川 ③＋④池田全域 ⑤＋⑥＋⑦山城、西祖谷、東祖谷	

（注1） 原則として、設計金額が7,000万円以上の工事は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）による発注とする。

（注2） 下請負額の総額が8,000万円以上の場合、特定建設業許可が必要となり、監理技術者を配置しなければならない。

4．水道施設工事

参加資格要件（水道施設工事）				
設計金額 （税込み）	許可及び 地域要件	ランク	地区割等	その他
5,000万円以上 （注1）	特定建設業 一般建設業 （注2） 市（県）内業者 地区割なし	A	入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）	
2,000万円以上 5,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B	市内全域	必要に応じ設定（注3）
1,000万円以上 2,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B C	市内全域	必要に応じ設定（注3）
1,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B C D	市内全域	必要に応じ設定（注3）

（注1） 原則として、設計金額が5,000万円以上の工事は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）による発注とする。

（注2） 下請負額の総額が5,000万円以上の場合、特定建設業許可が必要となり、監理技術者を配置しなければならない。

（注3） その他指名要件は、次のとおりとする。

ア 配水管敷設工事の場合は、「三好市指定給水装置工事業者」として登録されていること

5．電気工事

参加資格要件（電気工事）				
設計金額 （税込み）	許可及び 地域要件	ランク	地区割等	その他
5,000万円以上 （注1）	特定建設業 一般建設業 （注2） 市（県）内業者 地区割なし	A	入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）	
2,000万円以上 5,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B	市内全域	
2,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B C	市内全域	

（注1） 原則として、設計金額が5,000万円以上の工事は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）による発注とする。

（注2） 下請負額の総額が5,000万円以上の場合、特定建設業許可が必要となり、監理技術者を配置しなければならない。

6．管工事

参加資格要件（管工事）				
設計金額 （税込み）	許可及び 地域要件	ランク	地区割等	その他
5,000万円以上 （注1）	特定建設業 一般建設業 （注2） 市（県）内業者 地区割なし	A	入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）	
2,000万円以上 5,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B	市内全域	必要に応じ設定（注3）
2,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B C	市内全域	必要に応じ設定（注3）

（注1） 原則として、設計金額が5,000万円以上の工事は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）による発注とする。

（注2） 下請負額の総額が5,000万円以上の場合、特定建設業許可が必要となり、監理技術者を配置しなければならない。

（注3） その他指名要件は、次のとおりとする。

ア 建物及び敷地内で上水道等の給水施設工事を伴う場合は、併せて「三好市指定給水装置工事業者」として登録されていること

イ 空調設備工事等で電気工事を伴う場合は、併せて電気工事業の許可を受けていること

ウ 浄化槽工事の場合は、関係法令に基づき都道府県への登録又は届出を行い、市の入札参加資格審査申請の追加書類として、関係書類が提出されていること

7．解体工事

参加資格要件（解体工事）				
設計金額 （税込み）	許可及び 地域要件	ランク	地区割等	その他
5,000万円以上 **（注1）**	特定建設業 一般建設業 **（注2）** 市（県）内業者 地区割なし	A	入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）	
2,000万円以上 5,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B	市内全域	
2,000万円未満	特定建設業 一般建設業 市内業者 地区割なし	A B C	市内全域	

（注1） 原則として、設計金額が5,000万円以上の工事は、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）による発注とする。

（注2） 下請負額の総額が5,000万円以上の場合、特定建設業許可が必要となり、監理技術者を配置しなければならない。

8．その他の工事

工事の種別に応じ、その都度、指名審査委員会において選定する。

2026年6月1日